

坑夫組合員たる河津某は入坑を強制せらるるとして五月二十四日不平分子を糾合し詭譎をなしたるが會社勞務員に探知され具体的方針決定するに至らず同日石組合に指導を求め其の儘懲戒を決定したのである。

十、要 求 事 項

- 1、暴力行爲を絕對爲さざること
- 2、鞍山法規を嚴守すること
- 3、擱造、仕續夫の賃金値上は毎日寮圓支給のこと
獨身者には七拾錢支給
- 4、作樂ノミは會社負擔とせられたし
- 5、採炭夫擱造夫は各々單價三圓値上のこと
- 6、産業組合法に準據する購買組合を即時設置すること
- 7、採炭賃金を公休日も支給せられたし

- 8、最低賃金「貳圓」支給とし坑口交代は八時間とせられたし
- 9、親和會々則の即時發表及收支決算の公開並に掛金給錢とせられたし

10、納屋の會社直轄經營

11、公私保険金は十日毎に會社に於て立替られたし

12、一般福利施設

イ、病院の常設

ロ、娛樂機關の設置

ハ、衛生設備の完備

ニ、大山神社の建立

ホ、食堂の食時時間の制限廢止

13、今回の争議に於て解雇者を絕對に出さざること

十一、經過並解決情況

五月二十四日天道町の空家に籠城したる争議團二十二名は組合の指導により各部署を決定し翌二十五日朝更に釜崎九州聯